

岡山県福祉のまちづくり条例

施設整備マニュアル

2019年3月改訂版
(2019年10月1日施行)



地域に生活する人全てを視野に入れたまちづくり

～新しいまちづくりの姿を求めて～

まちづくりと施設整備

本来、まちづくりとは包括的な概念であり、その地域に生活する人全てが様々な活動やコミュニケーションを通じて、地域の歴史や文化を踏まえながら未来に向かって活力あふれる活動を展開できる社会の構築を目指す地域全体の共同作業といえます。

しかし、我が国では、1960年代の高度成長期以降、人々の生活のゆとりや地域社会のコミュニケーションよりも生産性や効率性が重視されてきた結果、経済的豊かさが達成される一方で、心のゆとりと豊かさ、優しく穏やかな地域づくり等への対応が遅れがちであったかと思われまます。

近年、先進諸国に共通する人口の高齢化現象は、21世紀に向けたまちづくりを考える大きな原動力となり、これまで少数ゆえに社会の理解が遅れがちであった障害という面に関しても強い関心が持たれるようになってきました。

我が国では、現在、世界に例のない速度で人口の高齢化が進むと同時に少子化が一貫して進んでおり、今後、加齢に伴う障害による高齢障害者の大幅な増加や障害の重度化が見込まれています。一方で、余暇時間の増加や自己実現意識の高揚等から、地域社会における奉仕活動やレクリエーション活動等への参加意識が高まりつつあります。

このような背景の中で、平成11年12月に制定された「岡山県福祉のまちづくり条例」は、高齢者、障害者はもとより、傷病者、妊産婦、乳幼児連れの人等々が地域で快適に生活を営むことができ、かつその基盤の中で豊かな人間交流を通じて活力ある地域社会が形成されることを目指しています。これは、従来のまちの機能の中に、そこで生活する人全てのための快適性や安全性を考慮した機能を組み込み、生活者重視のまちづくりを推進することを意味します。

このため、「福祉のまちづくり条例」では、多くの人々が利用する建築物、公共交通機関の施設、道路、公園等を生活関連施設として位置づけ、施設利用に厳しい制限を受ける高齢者、障害者等の様々な行動特性やニーズに配慮し、それらの出入口、通路、階段、車椅子用トイレ、エレベーター、歩道等の仕様、構造に関して安全で利用しやすくするための整備基準を規定しています。

この整備基準は、共通の基準として普遍性が求められることから、個別の施設、設備がどうあるべきかを示したものであり、標準としての意味合いが強く、実際の個々の施設の空間構成や利用特性等に細かく対応した計画・設計内容を示すものではありません。

従って、整備基準に基づいて施設の計画・設計を進めるためには、多種多様な立地環境、隣接環境、敷地面積等の条件の下で必要な設備を機能的に連携させていく必要があり、どのような人がどのように施設を利用するかという視点での整理が必要です。しかしながら、高齢者、障害者等をはじめ全ての利用者の障害特性や行動特性、様々なニーズ等についての広範な知識を全て計画・設計者に要求するのは現状においては困難です。

そのような観点から、「岡山県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」は、条例で規定する生活関連施設の設置者、設計者、施工者、維持管理者等に、整備基準の内容や整備を行う上での参考事項等を解説するとともに、施設の利用に厳しい制限を受ける高齢者、障害者等の様々な行動特性やニーズについて説明を加えることにより、地域に生活する人全てが安全で利用しやすい施設整備をより一層効果的に促進しようとするものです。

物のバリアフリーと心・情報のバリアフリーの連携

昨今、施設のバリアフリー化についての機運が高まりつつあり、各方面でバリアフリー化のための改修や新設が多く見られるようになりました。また、岡山県では具体的な施設整備内容について高齢者、障害者等の意見を聴き、計画・設計に反映させるモデル的な取組が始まっています。

このような物のバリアフリー化が推進される一方で、せっかく施設整備がなされても利用できない事例(例えば、視覚障害者誘導用ブロックの上や車椅子の通路に放置された自転車等)や、利用しやすい施設が設置されても利用者に周知されていない事例(例えば、車椅子利用者用便房が整備されていても、情報が利用者に提供されていない場合等)の指摘も利用者側の声として少なくありません。

バリアフリー化された施設はその機能の維持のため、不断の維持管理を行うことや利用者からの声をフィードバックして評価を行い改善、改良に努めることが重要です。

福祉機器や設備には特定の個人に合わせるものと不特定の多くの人の利用に供するものに大きく分かれます。まちづくりにおけるバリアフリー化の難しさは、対象が様々な人であるという点にあります。施設整備にあたっては、どのような人に対してどのように有効かを推測し、計画、設計、施工を行う必要があります。そのためには、高齢者、障害者等の障害特性についての理解をはじめその援助・介助方法、設備・機器の使われ方等に対する関心や知識等を高める必要があります。

バリアフリー化は高齢者、障害者等が単独で移動や各種の行動を行う際に大きな助けになります。しかし、単独で移動や行動が困難な人には、人的な支援が重要になります。支援を行うことがきっかけとなり、新たな出会いやコミュニケーションが芽ばえたり、高齢者、障害者等の心の内や困難を肌で感じる事ができ、より一層理解や交流が深まることにもなります。

このように、バリアフリー化は単に施設を整備しただけで終わるものではなく、物のバリアフリーを実現しそれを維持しながら積極的な利用を図るという点において、高齢者、障害者等への理解や思いやりの心の啓発を進める心のバリアフリーやバリアフリー化された施設の情報提供、利用しやすい施設整備に向けた相談・アドバイスを進める情報のバリアフリーが必須の要素となります。言い換えれば、物のバリアフリーは、心、情報のバリアフリーと連携して進めることにより、一層の効果が期待できます。

バリアフリー社会の実現は、一朝一夕には達成できるものではありませんが、心、情報、物のバリアフリーが同じ水準で考えられ、総合的に推進されるとき、初めてその道が開けてくるものと考えられます。

福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの改訂について

岡山県福祉のまちづくり条例の施行（平成 12 年）から 18 年が経過し、この間に、条例制定の参考としたハートビル法は統合、拡充されて、バリアフリー法となり、平成 30 年の同法の改正では、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした共生社会の実現や高齢者、障害者等も含んだ一億総活躍社会の実現を目指して、更なる公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進等が定められました。

また、障害のある人への支援についても、平成 18 年に障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス等を一元化する障害者自立支援法（現 障害者総合支援法）が施行され、さらに、平成 28 年には障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とした障害者差別解消法が施行されるなど福祉のまちづくりに関わる社会環境も大きく変化してきました。

こうした社会環境の変化やこれまでの関係法令・条例等の改正を踏まえ、このたび、岡山県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルを改訂するものです。（平成 31 年（2019 年）3 月）



岡山県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル目次

I 岡山県福祉のまちづくり条例の概要

1	条例の概要	1
2	生活関連施設と整備基準の概要	3
	(1) 対象施設	3
	(2) 整備基準の概要	5
	(3) 届出・協議の対象となる整備項目	13
3	特定生活関連施設の整備と手続	17
	(1) 特定生活関連施設整備の流れ	17
	(2) 特定生活関連施設の新築等の届出・協議の手続	18

II 岡山県の少子高齢化と障害者の現状

1	少子高齢化	21
2	障害者の現状	24
	(参考) 岡山県の交通拠点と移動状況	28

III 高齢者、障害者等の行動特性と基準寸法

1	高齢者、障害者等の行動特性と施設整備上の対応例	31
2	整備基準の寸法・勾配の考え方	35

IV 施設整備基準の解説

0	施設整備マニュアルの見方	43
1	建築物	45
	(1) 出入口	45
	(2) 敷地内の通路	49
	(3) 廊下等及び各室の出入口	53
	(4) 階段	59
	(5) 便所	63
	(6) 車椅子使用者用便房	67
	(7) 駐車施設	79
	(8) 視覚障害者を誘導する装置	81
	(9) エレベーター	87
	(10) 特殊構造昇降機（特殊な構造又は使用形態のエレベーター、エスカレーター）	91
	(11) 受付カウンター及び記載台	95
	(12) 公衆電話所	97
	(13) 券売機	99
	(14) 改札口及びレジ通路	101
	(15) 案内設備	103
	(16) 観客席	105
	(17) 洗面所	107
	(18) 浴室	109
	(19) 更衣室等	111
	(20) 授乳場所	113
	(21) おむつ交換台	115
	(22) 乳幼児椅子	116

	(23) 客室	117
2	建築物以外の公共交通機関の施設	119
	(1) 改札口	119
	(2) 乗降場（プラットホーム）	121
	(3) 通路	123
	(4) 階段	124
	(5) エレベーター	125
	(6) 便所	126
3	道路	127
	(1) 歩道	127
	(2) 横断歩道橋及び地下横断歩道	133
4	公園等	135
	(1) 出入口及び改札口	135
	(2) 園路	137
	(3) 駐車施設	141
	(4) 案内表示等	143
5	路外駐車場	145
	(1) 出入口	145
	(2) 敷地内の通路	146
	(3) 駐車施設	147
6	公共工作物	149
	(1) 信号機	149
	(2) 公衆電話ボックス	150
	(3) 案内標識	151
	(4) 郵便ポスト	156
	(5) 自動販売機	157
	(6) 現金自動支払機（CD）及び現金自動預払機（ATM）	158
7	その他	159
	(1) 水飲み場	159
	(2) 野外卓	160
	(3) 花壇等	161
	(4) 休憩所	162
	(5) スイッチ・コンセント類	163
	(6) バス停留所・タクシー乗り場・路面電車停留所	165

V 関係資料

1	技術的資料	169
	(1) 床（路面）仕上げの目安	169
	(2) 手すり	171
	(3) 視覚障害者誘導用床材・注意喚起用床材	173
	(4) 点字などの表示	183
	(5) 聴覚障害者のコミュニケーション手段	187
	(6) 非常警報設備	189
	(7) 照明	193
	(8) ピクトグラム・絵文字等	197
2	条例、施行規則等	201
	(1) 岡山県福祉のまちづくり条例、施行規則	201
	(2) 特定生活関連施設整備項目表	237
	(3) 生活関連施設及び特定生活関連施設の解説	246
	(4) 岡山県福祉のまちづくり条例の質疑応答	259
	(5) おかやまバリアフリーステッカー	270
	(6) バリアフリー法	272

コラム

～心のバリアフリーを進めるために～

1	障害のある人へのエチケット（総論）	12
2	手足の不自由な人への配慮①	16
3	手足の不自由な人への配慮②	34
4	手足の不自由な人への配慮③	86
5	目の不自由な人への配慮①	114
6	目の不自由な人への配慮②	148
7	目の不自由な人への配慮③	164
8	耳の不自由な人への配慮	182
9	体験することから始めよう！	186
	①車椅子体験編	
10	体験することから始めよう！	192
	②アイマスク体験編	



岡山県福祉のまちづくり条例の概要

1 条例の概要

条例制定の趣旨

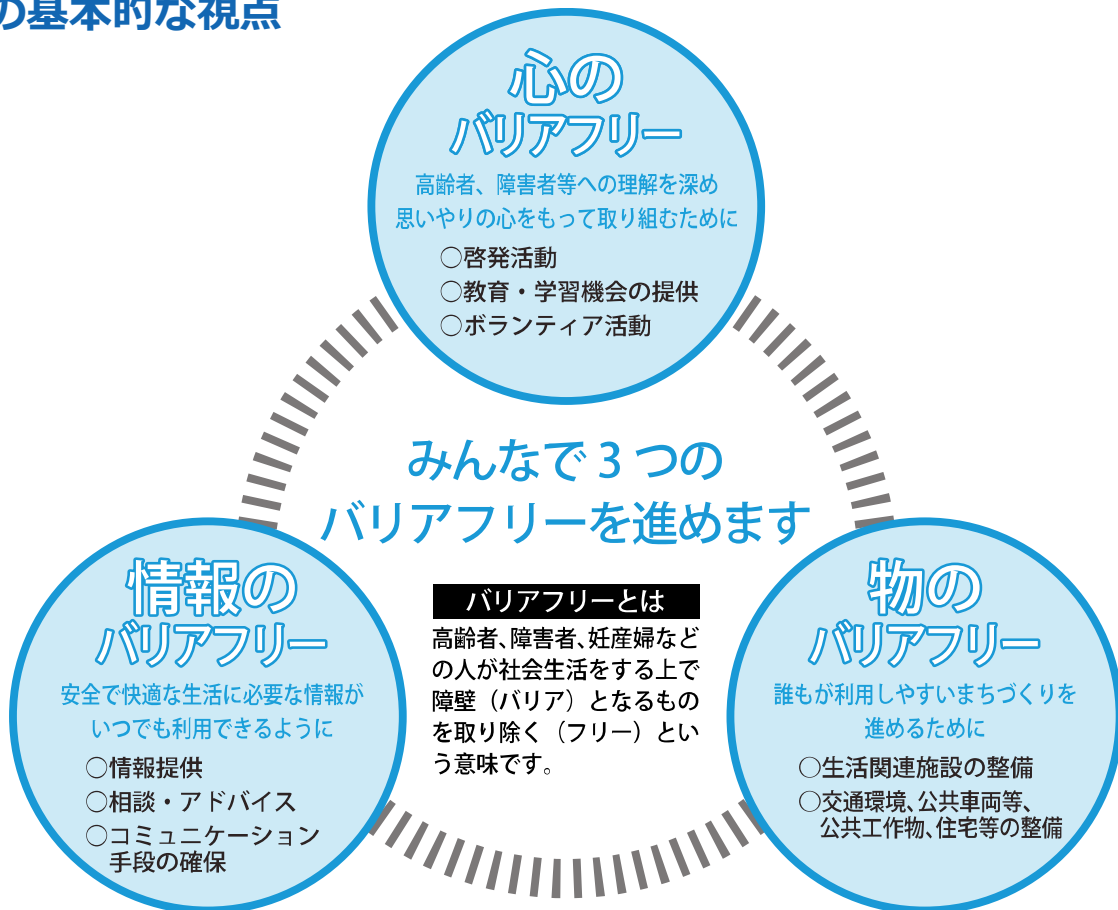
21世紀の幕開けを控え、我が国では、今後、ますます本格的な高齢社会が進展するという国民的な課題に対する確かな対応が求められています。

また、障害のある人もない人も、ともに支え合いながら、地域の中でともに生活する社会が自然なことであるとするノーマライゼーションの理念のもと、障害のある人が地域社会の中で自立した生活を送るため、施設などの基盤の整備が必要となっています。

岡山県では、全国平均を上回る水準で高齢化が進む中、21世紀の高齢社会に的確に対応していくため、高齢者、障害者等を含む全ての人々が、あらゆる活動に主体的に参加し、豊かな人間性の中で快適にいきいきと生活できる社会の実現を目指して「岡山県福祉のまちづくり条例（平成12年岡山県条例第1号）」を制定しました。

当条例は、平成12年4月からソフト面を施行し、平成13年4月からハード面を含む全面施行することとしており、本県では、条例に基づき、県、市町村、県民、事業者が互いに力を合わせ、県民総参加のもとに「心」「情報」「物」の3つのバリアフリーを推進し、誰もが自由に行動し安全で快適に生活できるバリアフリー社会の実現に取り組めます。

条例の基本的な視点



県・市町村・県民・事業者が、みんなで福祉のまちづくりに取り組めます

県民
総参加

県

- ▶ 施策の総合的な推進
- ▶ 県施設のバリアフリー化

市町村

- ▶ 県と連携しながら施策を計画的に推進
- ▶ 市町村施設のバリアフリー化

県民

- ▶ 理解を深め、県・市町村施策へ協力
- ▶ バリアフリー化された施設の利用への理解と協力

事業者

- ▶ 県・市町村の施策へ協力
- ▶ 所有・管理する施設のバリアフリー化

条例の構成

前 文	
第1章 総 則	<ul style="list-style-type: none"> ・目的（第1条） ・定義（第2条） ・県の責務（第3条） ・市町村、県民、事業者の役割（第4条～第6条） ・推進体制（第7条）
第2章 福祉のまちづくりに 関する施策 (ソフト面)	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の基本方針（第8条） ・啓発活動（第9条） ・情報提供等（第10条） ・教育及び学習機会の提供（第11条） ・ボランティア活動（第12条） ・財政上の措置（第13条） ・取組状況（第14条）
第3章 施設整備 (ハード面)	<p>第1節 生活関連施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備基準（第15条） ・整備基準への適合（第16条） ・整備基準適合の表示（第17条） ・機能の維持（第18条） <p>第2節 特定生活関連施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築等の届出・協議（第19条、第20条） ・高齢者、障害者等の意見（第21条） ・指導及び助言（第22条） ・適合状況の報告（第23条） ・勧告、公表、立入り調査（第24条～第26条） <p>第3節 交通環境等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通環境の整備（第27条） ・公共車両等（第28条） ・公共工作物（第29条） ・住宅等（第30条）
第4章 雑 則	<ul style="list-style-type: none"> ・国等に関する特例（第31条） ・市町村条例との関係（第32条） ・規則への委任（第33条）

- 施行年月日●
岡山県福祉のまちづくり条例
(平成12年1月4日公布)
◆ソフト面
(第3章及び第4章(第33条を除く)を除く)
平成12年4月1日施行
◆ハード面
(第3章及び第4章(第33条を除く))
平成13年4月1日施行

●生活関連施設
病院、店舗、集会場、ホテル、学校、官公庁舎、公共交通機関の施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者が利用する施設及びこれに準ずる施設で規則で定めるものをいいます。
(P.3参照)

●特定生活関連施設
生活関連施設のうち高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるように特に整備を促進することが必要な施設として規則で定めるものをいいます。
(P.3参照)

条例の特色 (P.259〔岡山県福祉のまちづくり条例の質疑応答：問1〕参照)

3つのバリアフリーの推進

施策の基本方針を「心」「情報」「物」の3つのバリアフリーとしています。

- ・施策の基本方針（条例第8条）

身近な建築物等からの効果的なバリアフリー

生活関連施設の効果的なバリアフリー化を図るために、用途・規模に応じた整備基準や手続を定め、小規模で身近な店舗なども届出の対象とするとともに、2,000㎡以上の大規模な建築物は協議の対象として計画の早い段階から、情報提供や指導助言等を行うこととしています。

- ・届出又は協議の対象施設を区分（条例第19条、第20条）
- ・届出・協議対象となる整備項目を用途・規模に応じて規定（規則第5条、第10条）

バリアフリー設備の表示

高齢者、障害者等が生活関連施設を利用しやすくするために、車椅子利用者用便房、エレベーター等の整備基準に適合しているバリアフリー設備の表示に努めることとしています。

- ・整備基準適合の表示（条例第17条）

高齢者、障害者等も参加するバリアフリーの推進

特定生活関連施設がより効果的にバリアフリー化されるように、施設の計画・設計段階から、高齢者、障害者等の意見を聴くことに努めることとしています。

- ・高齢者、障害者等の意見（条例第21条）

2生活関連施設と整備基準の概要

(1) 対象施設

■ 1 建築物

生活関連施設			特定生活関連施設
(1)	1 第一種医療施設	病院、有床診療所、助産所	全て
	2 第一種保健福祉施設	救護施設、医療保護施設、医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、身体障害者福祉センター、障害者支援施設、福祉センター、保健センター等	
	3 第一種官公庁施設	県庁、県民局、保健所、警察署、市町村庁舎、支所、税務署、公共職業安定所、年金事務所、法務局	
	4 文化教養施設	博物館、美術館、図書館等	
	5 公益施設	公衆便所、火葬場	
(2)	1 第二種医療施設	無床診療所、施術所（鍼灸院、接骨院等）	用途面積 100 ㎡以上のもの
	2 第二種保健福祉施設	保育所、児童厚生施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、視聴覚障害者情報提供施設、障害福祉サービス事業を行う施設、共同作業所等	
	3 第二種官公庁施設	「(1)3 第一種官公庁施設」以外の官公庁施設（他の項に掲げる建築物に該当するものを除く） 独立行政法人、公社の事務所	
	4 教育施設	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、幼稚園、専修学校、各種学校等	
	5 集会施設	集会場・公会堂等（市町村民会館、音楽ホール、公民館、冠婚葬祭施設等）、研修施設	
(3)	1 興行施設	劇場、観覧場（陸上競技場、野球場、競輪場、競艇場等）、映画館、演芸場	用途面積 100 ㎡以上のもの
	2 遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、カラオケボックス等	
	3 スポーツ施設	体育館、水泳場、ボーリング場、スケート場、スキー場、クラブハウス、スポーツ練習場等	
	4 物品販売店舗	百貨店、マーケット、コンビニエンスストア、洋品店、食料品店、ガソリンスタンド等	
	5 飲食店舗	食堂、レストラン、喫茶店等	
	6 サービス業店舗	理髪店、美容院、公衆浴場、クリーニング取次店、旅行代理店、ガス・電力・電気通信事業者の店舗、郵便局、金融機関、証券業、貸金業、質屋等	
	7 宿泊施設	ホテル、旅館、ビジネスホテル、民宿等	
	8 展示施設	展示場、資料館等	
	9 観光施設	展望所、休憩所、案内所（社寺、史跡を除く）	
	10 自動車車庫	建築物となる駐車施設	
(4)	1 事務所	事務所	用途面積 3,000 ㎡以上のもの
	2 工場等	工場、研究所、卸売市場等	
(5)	1 共同住宅	マンション、アパート、公営住宅等	用途面積 2,000 ㎡以上のもの
	2 寄宿舍	寄宿舍等	
(6)	公共交通機関の施設	鉄道の駅、軌道の停留場、バスセンター、バスターミナル、港湾旅客施設、空港旅客施設	全て
(7)	複数構成施設の共用部分	(1)の項から(6)の項までのうち 2 以上の異なる項に掲げる施設で構成される施設の共用部分	構成施設の用途面積と共用部分の面積合計が 3,000 ㎡以上のものの共用部分

■ 2 建築物以外の公共交通機関の施設

生活関連施設		特定生活関連施設
建築物以外の公共交通機関の施設	「1(6)公共交通機関の施設」以外の公共交通機関の施設 プラットホーム、跨線橋、乗降デッキ等	全て

■ 3 道路

生活関連施設		特定生活関連施設
(1)	道路法による道路	国道、県道、市町村道
(2)	開発行為により整備される道路	都市計画法の規定による許可を受けてする開発行為に基づく道路、土地区画整理法の規定による認可を受けて整備される道路、県土保全条例による許可を受けてする開発行為に基づく道路
		全て

■ 4 公園等

生活関連施設		特定生活関連施設
(1)	都市公園等	都市公園、児童遊園
(2)	自然公園等	自然公園、キャンプ場、 社寺及び史跡で一般観覧の用に供する部分
(3)	開発行為により整備される公園	都市計画法の規定による許可を受けてする開発行為に基づく公園、土地区画整理法の規定による認可を受けて整備される公園、県土保全条例による許可を受けてする開発行為に基づく公園
(4)	その他公園	動物園、植物園、遊園地、その他の公園
		用途面積 2,500 m ² 以上のもの

■ 5 路外駐車場

生活関連施設		特定生活関連施設
路外駐車場	都市計画区域内の路外駐車場で駐車料金を徴収するもの	用途面積 500 m ² 以上のもの

生活関連施設とは

病院、店舗、集会場、ホテル、学校、官公庁舎、公共交通機関の施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者が利用する施設及びこれに準ずる施設で規則で定めるものをいいます。

特定生活関連施設とは

生活関連施設のうち高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるように特に整備を促進することが必要な施設として規則で定めるものをいいます。

用途面積とは

当該施設の用途に供する部分の面積（建築物にあっては床面積）をいいます。

(2) 整備基準の概要

1 建築物		整備基準(概要)		
項目	小項目			
(1) 出入口	地上へ通ずる出入口	イ	幅は、内法 80cm 以上	
		ロ	車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし	
		ハ	車椅子の支障となる段差の解消（傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く）	
(2) 敷地内の通路 (高齢者又は障害者の歩行が想定されない場合は除く)	1) 通路	イ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	
		ロ	段を設ける場合は、「(4) 階段」に同じ	
		ハ	表面には、排水溝を設けない。排水溝を設ける場合は、つえ、車椅子の前輪が落ち込みにくい蓋とする。	
	2) 道等に至る 1 以上の通路（地形の特殊性により困難であり、かつ出入口から道まで斜路を設ける場合は除く）	二	(1)	幅員は、内法 120cm 以上
			(2)	50m 以内ごとに車椅子転回スペースの確保
			(3)	車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし
			(4)	高低差がある場合、傾斜路又は特殊構造昇降機等の設置
	3) 傾斜路	ホ	(1)	幅は、内法 120cm 以上、段併設の場合 90cm 以上
			(2)	勾配 1/12 以下。高低差 16cm 以下は 1/8 以下
			(3)	勾配 1/20 超は、高低差 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場の設置
			(4)	高低差 16cm 以下、勾配 1/12 超、又は高低差 16cm 超、勾配 1/20 超は、手すりの設置
			(5)	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ
(6)			傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫	
(3) 廊下等及び各室の出入口	1) 廊下	1	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	
		2	段を設ける場合は、「(4) 階段」に同じ	
		3	イ	幅は、内法 120cm 以上
			ロ	車椅子転回スペースの確保（末端及び 50m 以内ごと）
			ハ	高低差がある場合、傾斜路又は特殊構造昇降機等の設置
		2) 傾斜路	4	
				勾配 1/12 以下。高低差 16cm 以下は 1/8 以下
				勾配 1/20 超は、高低差 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場の設置
				高低差 16cm 以下、勾配 1/12 超、又は高低差 16cm 超、勾配 1/20 超は、手すりの設置
				表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ
				傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫
	3) 各室の出入口	5		出入口の幅は、内法 80cm 以上
			車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし	
			車椅子の支障となる段差の解消（傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く）	
(4) 階段	階段	イ	手すりの設置	
		ロ	主たる階段の回り段の禁止	
		ハ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	
		ニ	段は、識別しやすくつまずきにくいもの	
(5) 便所	1) 腰掛式便器	1	多数の者が利用する階に便所を設ける場合は 1 以上	
			腰掛式便器、手すりの設置	
	2) 男子用小便器	2	多数の者が利用する各階に男子便所を設ける場合は 1 以上	
			床置き小便器又は壁掛式小便器（受け口の高さ 35cm 以下）、手すりの設置	
	3) オストメイト対応水洗器具	3	多数の者が利用する便所を設ける場合は 1 以上	
			オストメイト対応水洗器具を設置した便所の設置	
(6) 車椅子使用者用便房	車椅子使用者用便房		多数の者が利用する便所を設ける場合は 1 以上	
		イ	車椅子で円滑に利用できる広さ、腰掛式便器、手すりの設置	
		ロ	出入口の幅は、内法 80cm 以上	
		ハ	車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし	
		ニ	表面は、濡れても滑りにくい仕上げ	
		ホ	車椅子で円滑に利用できる高さ及び蹴込みに配慮した洗面器	
		ヘ	操作が容易な水栓器具	
		ト	車椅子で円滑に利用できる鏡の設置	
チ	車椅子使用者用である旨の表示			

(7) 駐車施設 (高齢者又は障害者の歩行が想定されない場合は除く)	1) 車椅子使用者用駐車施設(機械式駐車場のみの場合は除く)			多数の者が利用する駐車場で、100台以下の場合1台以上、100台を超える場合は100台ごとに1台加算した数	
			イ	「(1) 出入口」に近い位置	
			ロ	幅は、350cm以上	
			ハ	車椅子使用者用である旨の表示	
			ニ	床面は、水平面を確保	
	2) 通路			「(2) 敷地内の通路」と同じ	
(8) 視覚障害者を誘導する装置	1) 出入口から道路(自動車車庫内、高齢者又は障害者の歩行が想定されない場合は除く)	1	イ	誘導用床材又は音声誘導装置の設置等(常勤者による案内が可能な場合を除く)	
			ロ	傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設(1/20以下、又は高さ16cm以下かつ1/12以下の場合、連続手すりを設けた踊場は除く)	
			ハ	車路に接する部分等に注意喚起用床材の敷設	
			ニ	段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設(連続手すりを設けた踊場は除く)	
	2) 出入口から受付等(自動車車庫内、案内所から出入口を視認できる場合は除く)	2		誘導用床材又は音声誘導装置の設置等(常勤者による案内が可能な場合を除く)	
				傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設(1/20以下、又は高低差16cm以下かつ1/12以下の場合、連続手すりを設けた踊場は除く)	
	3) 施設内のその他の廊下等の傾斜路	3		傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設(1/20以下、又は高低差16cm以下かつ1/12以下の場合、連続手すりを設けた踊場は除く)	
				段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設(連続手すりを設けた踊場は除く)	
4) 施設内のその他の階段等の上端及び下端	4		段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設(連続手すりを設けた踊場は除く)		
(9) エレベーター	エレベーター	1		直接地上への出入口がない多数の者が利用する階を有する施設に1以上	
			2	イ	籠の幅は、内法140cm以上
				ロ	籠の奥行きは、内法を135cm以上
			ハ	籠内の平面形状は、車椅子の転回に支障のないもの	
			ニ	戸の開閉を確認することができる鏡の設置	
			ホ	手すりの設置	
			ヘ	停止予定階、現在位置の表示装置の設置	
			ト	籠内に到着する階、戸の開鎖を知らせる音声装置の設置	
			チ	出入口の幅は、内法80cm以上	
			リ	籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置	
			ヌ	籠内及び乗降ロビーに視覚障害者に配慮した点字等による表示	
			ル	乗降ロビーは高低差がなく、幅、奥行きは、内法150cm以上	
			ヲ	乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向の表示装置の設置	
			ワ	乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置の設置(籠に設けられている場合を除く)	
(10) 特殊構造昇降機	特殊な構造又は使用形態のエレベーター、エスカレーター	1		車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、籠の定格速度が15m/分以下、かつ、その床面積が2.25㎡以下のものは、昇降行程が4m以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの	
			イ	平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するもの	
			ロ	籠の幅は70cm以上、奥行きは120cm以上	
			ハ	車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きを十分に確保	
	2		車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時に、踏段の定格速度を30m/分以下、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設置したもの		
				平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの	
(11) 受付カウンター及び記載台	受付カウンター及び記載台			受付にカウンター等を設ける場合は1以上	
(12) 公衆電話所	1) 公衆電話所	1		車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ、蹴込みに配慮	
				車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ、蹴込みに配慮	
	2) 出入口	2		幅は、内法80cm以上	
				車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし	
				車椅子の支障となる段差の解消(傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く)	
(13) 券売機	券売機			券売機を設ける場合は1以上	
			イ	車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ等に配慮した金銭投入口及び操作ボタン	
			ロ	投入口、操作ボタンは点字の表示を併用	
(14) 改札口等	改札口、レジ通路			改札口等を設ける場合は1以上	
			イ	幅は、内法80cm以上	
			ロ	戸を設ける場合は、車椅子で円滑に通過できる戸	
			ハ	段差の解消	
			ニ	床面は、水平面の確保	

(15) 案内設備	1) 案内板(案内所の設置、又はエレベーターその他の昇降機、便所等が視認できる場合は除く)	1	エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設を表示した館内案内板を1以上(2,000㎡以上:必置、2,000㎡未満:設ける場合は1以上)	
		イ	案内板の文字の大きさ、明度の大きい色などに配慮した分かりやすい表示	
		□	車椅子使用者用便房がある場合に位置を表示	
	2) 視覚障害者誘導設備(案内所を設置する場合は除く)	2	点字、文字の浮き彫り、音による案内等による表示を併用(2,000㎡以上:必置、2,000㎡未満:設ける場合は1以上)	
(16) 観客席	1) 車椅子使用者用観客席、観覧席	1	固定した客席を設ける場合	
			客席数が100席以下の場合1席以上、100席を超え400席以下の場合2席以上、400席を超える場合は200席ごとに1席加算した数(但し10席を超える場合は10席以上とする)	
		イ	幅は内法85cm以上、奥行きの内法120cm以上	
		□	床面は、水平面の確保 表面は、滑りにくい仕上げ	
		ハ	前面及び側面に、落下防止の措置	
		2) 出入口から客席への通路	2	幅は内法120cm以上
			3	高低差がある場合、特殊構造昇降機等又は傾斜路の設置
				勾配1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下
				勾配1/20超は、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置
				高低差16cm以下、勾配1/12超、又は高低差16cm超、勾配1/20超は、手すりの設置
			表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	
			傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫	
(17) 洗面所	洗面所		多数の者が利用する洗面所を設ける場合は1以上(車椅子使用者用便所が設けられている場合は、□及び二は除く)	
		イ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	
		□	車椅子で円滑に利用できる高さ及び蹴込みに配慮した洗面器	
		ハ	操作が容易な水栓器具	
		二	車椅子で円滑に利用できる鏡の設置	
(18) 浴室	浴室、脱衣室(客室内は除く)		多数の者が利用する浴室を設ける場合は1以上	
		イ	出入口の幅は、内法80cm以上	
		□	出入口の段差の解消	
		ハ	車椅子で円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし	
		二	手すりの設置(常勤者により介護する場合は除く)	
		ホ	表面は、濡れても滑りにくい仕上げ	
		ハ	操作が容易な水栓器具	
(19) 更衣室等	更衣室、シャワー室(客室内は除く)		多数の者が利用する更衣室等を設ける場合は1以上	
		イ	出入口の幅は、内法80cm以上	
		□	出入口の段差の解消	
		ハ	車椅子で円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし	
		二	表面は、濡れても滑りにくい仕上げ	
		ホ	手すりの設置	
		ハ	操作が容易な水栓器具	
(20) 授乳場所	授乳場所		第一種官庁施設、文化教養施設、物品販売店舗、公共交通機関の施設で用途面積5,000㎡以上のものに1以上	
			授乳ができる場所の確保、乳幼児用ベッド等の設置	
(21) おむつ交換台	おむつ交換台		第一種官庁施設、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗、公共交通機関の施設で用途面積2,000㎡以上のものに1以上	
			おむつ交換台を設置	
(22) 乳幼児椅子	乳幼児椅子		第一種官庁施設、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗、公共交通機関の施設で用途面積2,000㎡以上のものに1以上	
			便房内に乳幼児用の椅子を設置	
(23) 客室	車椅子使用者用客室		客室数が50室以上の宿泊施設で、総客室数に50分の1を乗じた整数以上の数を設置	
		イ	出入口の幅は、内法80cm以上	
			車椅子で円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし	
			出入口の段差の解消(傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く)	

		□	客室内部に「(6) 車椅子使用者用便房」の構造のものを設置（別に車椅子使用者用便房を設けている場合は除く）
		八	客室内部に浴室を設ける場合「(18) 浴室」の構造のものを設置（別に車椅子使用者用浴室を設けている場合は除く）
		二	室内は、車椅子使用者が円滑に利用できる広さを確保

2 建築物以外の公共交通機関の施設

項目	小項目	整備基準(概要)		
(1) 改札口	改札口		改札口を設ける場合は1以上	
		イ	幅は、80cm以上	
		□	戸を設ける場合は、車椅子で円滑に通過できる戸	
		八	段差の解消	
		二	床面は、水平面の確保	
(2) 乗降場	乗降場、プラットホーム	1	表面は、粗面で滑りにくい材料で仕上げ	
		2	縁端に近接する部分に注意喚起用床材の敷設	
		3	両端に注意喚起用床材の敷設、転落防止柵の設置	
		4	乗降場付近に必要な応じて椅子の設置場所を確保	
		5	乗降場と公共車両等の段差はできる限り小さくする	
(3) 通路	1) 通路	1	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	
		2	段を設ける場合は、「(4) 階段」に同じ	
	2) 改札口から乗降場に至る1以上の通路	3	イ	幅は、内法120cm以上
			□	高低差がある場合、傾斜路又は特殊構造昇降機等の設置
			八	エレベーター、特殊構造昇降機等の昇降路の入口に接する部分は水平面を確保
			二	誘導用床材又は音声誘導装置の設置
	3) 傾斜路	4	イ	幅は、内法120cm以上、段併設の場合90cm以上
			□	勾配1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下
			八	勾配1/20超は、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置
			二	高低差16cm以下、勾配1/12超、又は高低差16cm超、勾配1/20超は、手すりの設置
ホ			表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	
ヘ			傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫	
(4) 階段	階段	イ	手すりの設置	
		□	主たる階段の回り段の禁止	
		八	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	
		二	段は、識別しやすかつまずきにくいもの	
		ホ	階段の上端及び下端に近接する部分に注意喚起用床材の敷設	
(5) エレベーター	エレベーター		「(3) 2) の通路」で傾斜路等により段差の解消ができない場合は、エレベーターを設置	
		イ	籠の幅は、内法140cm以上	
		□	籠の奥行きは、内法135cm以上	
		八	籠内の平面形状は、車椅子の転回に支障のないもの	
		二	戸の開閉を確認することができる鏡の設置	
		ホ	手すりの設置	
		ヘ	停止予定階、現在位置の表示装置の設置	
		ト	籠内に到着する階、戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置	
		チ	出入口の幅は、内法80cm以上	
		リ	籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置	
		又	籠内及び乗降ロビーに視覚障害者に配慮した点字等による表示	
		ル	乗降ロビーの幅、奥行きは、内法150cm以上	
		ヲ	乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向の表示装置の設置	
ワ	乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置（籠に設けられている場合を除く。）			
(6) 便所	1) 腰掛式便器	1	多数の者が利用する階に便所を設ける場合は1以上 腰掛式便器、手すりの設置	
	2) 男子用小便器	2	多数の者が利用する男子便所を設ける場合は1以上 床置き式小便器又は壁掛式小便器（受け口の高さ35cm以下）、手すりの設置	

3 道路				
項目	小項目	整備基準(概要)		
(1) 歩道	1) 歩道	1	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	
		2	幅員 200cm 以上（自転車歩行者道の場合は、幅員 300cm 以上）で 100cm 以上の平坦部分を確保	
		3	排水溝を設ける場合は、つえ、車椅子の前輪が落ち込まない構造の溝蓋	
		4	横断勾配は 2%以下	
	2) 交差点部分及び縁石の切下げ部分	5	イ	段差は、車椅子が通過する際支障がないもので視覚障害者が段差を認識可能なもの
			ロ	すりつけ勾配 5%以下（やむを得ない場合は 8%以下）
			ハ	すりつけ部と段差との間におおむね 150cm の水平区間を確保
	3) 視覚障害者誘導用床材	6	必要に応じて誘導用床材、注意喚起用床材の敷設（色はできるだけ黄色）	
4) バス、タクシーの乗降場及びその付近	7	停留所付近その他必要に応じて椅子の設置場所を確保		
5) 滞留場所	8	横断歩道、乗降場と接する歩道には必要に応じて滞留場所の確保		
(2) 横断歩道橋及び地下横断歩道	横断歩道橋及び地下横断歩道	1	階段、傾斜路及び踊場に手すりの設置	
		2	回り段の禁止	
		3	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	
		4	段は識別しやすくつまずきにくいもの	
		5	段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材を敷設	

4 公園等				
項目	小項目	整備基準(概要)		
(1) 出入口及び改札口	1) 出入口	1	イ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ
			ロ	幅は、内法 120cm 以上
			ハ	縦断勾配は、8%以下
			ニ	ホに掲げる場合を除き、車椅子の支障となる段差の解消
			ホ	やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設
			ヘ	車止め柵の柵と柵の間隔が 90cm 以上
	2) 改札口	2	イ	改札口を設ける場合は 1 以上
			ロ	幅は、内法 80cm 以上
ハ	戸を設ける場合は、車椅子で円滑に通過できる戸			
ニ	床面は、水平面を確保			
(2) 園路	1) 園路	1		出入口から便所、休憩所等に通ずる園路は 1 以上
			イ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ
			ロ	幅員は、内法 120cm 以上
			ハ	縦断勾配は、8%以下、横断勾配はおおむね水平
			ニ	縦断勾配 4%以上の場合 50m 以内ごとに踏幅 150cm 以上の水平部分を確保
			ホ	縁石の切下げ部分は、幅 120cm 以上すりつけ勾配は 8%以下とし、かつ段差の解消
	2) 階段	2	イ	幅は、内法 120cm 以上
			ロ	手すりの設置
	ハ		表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	
	ニ		高低差 300cm 以内ごとに踏幅 140cm 以上の踊場の設置	
	3) 併設の傾斜路	ヘ	(1)	幅は、内法 90cm 以上
			(2)	縦断勾配は、8%以下
			(3)	縦断勾配 5%超は、高低差 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場の設置
			(4)	高低差 16cm 超、縦断勾配 5%超は、手すりの設置
(5)			表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	
(6)			段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材を敷設	
(3) 駐車施設	1) 車椅子利用者用駐車施設		多数の者が利用する駐車場で 100 台以下の場合は 1 台以上、100 台を超える場合は 100 台ごとに 1 台加算した数	
		イ	「(1)出入口」又は「(1)改札口」に近い位置	
		ロ	幅は、350cm 以上	
		ハ	車椅子利用者用である旨の表示	
	2) 通路	イ	ニ	床面は、水平面を確保
				「(2)園路」と同じ

(4) 案内表示等	案内表示等	1	高齢者、障害者等に配慮した高さ、文字の大きさ、色合い等
		2	必要に応じて誘導用床材の敷設、音声誘導装置の設置

5 路外駐車場				
項目	小項目	整備基準(概要)		
(1) 出入口	出入口	イ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	
		ロ	幅は、内法 80cm 以上	
		ハ	車椅子の支障となる段差の解消（傾斜路を併設する場合は除く）	
(2) 敷地内の通路	1) 通路		車椅子使用者用駐車施設に至る通路は 1 以上	
		イ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	
		ロ	段を設ける場合	
		(1)	幅は、内法 120cm 以上	
		(2)	手すりの設置	
		(3)	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	
		(4)	高低差 300cm 以内ごとに踏幅 140cm 以上の踊場の設置	
	(5)	段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材を敷設		
	ハ	表面には、排水溝を設けない。排水溝を設ける場合は、つえ、車椅子の前輪が落ち込みにくい蓋とする。		
	ニ	幅員は、120cm 以上		
	ホ	高低差がある場合、傾斜路又は特殊構造昇降機等の設置		
	2) 傾斜路	ヘ	(1)	幅は、内法 120cm 以上、段併設の場合 90cm 以上
		(2)	勾配 1/12 以下。高低差 16cm 以下は 1/8 以下	
		(3)	勾配 1/20 超は、高低差 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場の設置	
(4)		高低差 16cm 以下、勾配 1/12 超、又は高低差 16cm 超、勾配 1/20 超は、手すりの設置		
(5)		表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
(6)		傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫		
(3) 駐車施設	車椅子使用者用駐車施設		多数の者が利用する駐車場で 100 台以下の場合には 1 台以上、100 台を超える場合は 100 台ごとに 1 台加算した数	
		イ	「(1)出入口」に近い位置	
		ロ	幅は、350cm 以上	
		ハ	車椅子使用者用である旨の表示	
		ニ	床面は、水平面を確保	

【参考：バリアフリー法と岡山県福祉のまちづくり条例との比較】

		用途区分等	整備基準（整備箇所）			
			バリアフリー法	福祉のまちづくり条例		
福祉のまちづくり条例	生活関連施設	バリアフリー法	特別特定建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校 ・病院、診療所 ・劇場、観覧場、映画館、演芸場 ・集会場、公会堂 ・展示場 ・百貨店、マーケット等物品販売店舗 ・ホテル、旅館 ・老人福祉施設、介護老人保健施設、福祉ホーム等 ・児童厚生施設、身障者福祉センター、障害者支援施設等 ・体育館、水泳場、ボウリング場、遊技場 ・博物館、美術館、図書館 ・公衆浴場 ・飲食店 ・理髪店、クリーニング取次店、銀行等サービス業店舗 ・公共交通機関の駅舎等 ・自動車庫 ・公衆便所 ・保健所、税務署、官公庁舎等公益施設 	以下 12 項目 <ul style="list-style-type: none"> ・出入口 ・敷地内通路 ・廊下等 ・階段 ・傾斜路 ・便所 ・駐車場 ・エレベーター ・特殊構造昇降機 ・客室 ・標識 ・案内設備 	※用途、規模等の区分に応じて設定 (1) 出入口 (2) 敷地内の通路 (3) 廊下等及び各室の出入口 (4) 階段 (5) 便所 (6) 車椅子使用者用便房 (7) 駐車施設 (8) 視覚障害者を誘導する装置 (9) エレベーター (10) 特殊構造昇降機 (11) 受付カウンター及び記載台 (12) 公衆電話所 (13) 券売機 (14) 改札口等 (15) 案内設備 (16) 観客席 (17) 洗面所 (18) 浴室 (19) 更衣室等 (20) 授乳場所 (21) おむつ交換台 (22) 乳幼児椅子 (23) 客室
			特定建築物	上欄に加え以下の施設 <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設、障害福祉サービスを行う施設等 ・学校（学校、専修学校、各種学校等） ・事務所 ・工場、研究所、卸売市場等 ・共同住宅、寄宿舎等 ・キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等 		
		バリアフリー法	その他建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬場 ・展望所、休憩所、案内所 		
		バリアフリー法	旅客施設	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の公共交通機関の駅舎等の建築物以外の公共交通機関の施設（プラットホーム、跨線橋、乗降デッキ等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口 ・通路 ・傾斜路 ・エレベーター ・エスカレーター ・階段 ・便所 ・車椅子使用者用便房 ・視覚障害者誘導ブロック ・案内設備 ・改札口 ・乗降場（ほか） 	(1)改札口 (2)乗降場 (3)通路 (4)階段 (5)エレベーター (6)便所
		バリアフリー法	その他建築物以外の公共交通機関の施設	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上はバスターミナルではなくバス停に該当するもので実態がバスターミナルとなっているもの（建築物に該当するものを除く）等 		
		バリアフリー法	国道、県道、市町村道	<ul style="list-style-type: none"> ・国道、県道、市町村道 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道等 ・立体横断施設（エレベーター、傾斜路、エスカレーター、通路、階段） ・乗合自動車の停留所 ・自動車駐車場 	(1)歩道 (2)横断歩道橋及び地下横断歩道
		バリアフリー法	特定公園施設	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園 	【特定公園施設（都市公園に設けられる以下の施設）】 <ul style="list-style-type: none"> ・園路及び広場 ・屋根付広場 ・休憩所及び管理事務所 ・野外劇場及び野外音楽堂 ・駐車場 ・便所（車椅子使用者用便房含む） ・水飲場及び手洗場 ・掲示板及び標識 	(1)出入口及び改札口 (2)園路 (3)駐車施設 (4)案内表示等
		バリアフリー法	その他公園等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童遊園 ・自然公園、キャンプ場、寺社及び史跡等で観覧の用に供する部分 ・大規模開発により整備される公園 ・その他の公園 		
		バリアフリー法	特定路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域内の路外駐車場で駐車料金を徴収するもの ・都市計画区域外の路外駐車場で駐車料金を徴収するもの 	【駐車部分の面積が 500 m ² 以上で駐車料金を徴収するもの】 <ul style="list-style-type: none"> ・出入口 ・通路 ・傾斜路 ・車椅子使用者駐車施設 	(1)出入口 (2)敷地内の通路 (3)駐車施設

コラム

心のバリアフリーを進めるために

心のバリアフリーは、高齢の方や障害のある方などへの理解を深め、思いやりのある心で自分から進んで行動ができるような「気持ちづくり」であり、だれもがみんなできること、そして取り組まなければならない大切なことです。

当マニュアルでは、施設の設置者、設計者、維持管理者としてだけでなく、一人の人間として知っておきたい障害のある方への基本的なエチケットと介助方法などをコラム欄で紹介します。

1 障害のある人へのエチケット（総論）

●「障害のある人」は特別な人ではありません

障害はからだの一部であって、その人全てをさすものではありません。子ども扱いや過度な同情、またへりくだった態度は慎むべきで、対等な立場で話をするのが大切です。



●困っている人を見かけたら、ひと声かけてください

困っているからといって、だまって突然からだに触れたり、車椅子を押ししたりすることは、相手に失礼であり、驚かせることとなります。

例えば、車椅子を使用する人は、不意に力が加わるとバランスが崩れて倒れる危険がありますし、白杖を使用している人は杖や杖を持つ手を不意に握られるとたいへん不安を感じます。

このため、困っている人を見かけたら、「お手伝いしましょうか」とひと声かけて、何をしてほしいか聞くことが大切です。

●障害は一人ひとり違います

障害の箇所や程度は一人ひとり違います。また、必要とする介助も、その人の性格や障害の程度などによって、それぞれに異なります。

このため、本人の意思を尊重した介助を心がけましょう。

例えば、杖を使用する人の中には腕をかせば上りやすい人とかえって上りづらい人がいます。どのようなお手伝いが必要なのかよく聞いてからお手伝いをするのが大切です。



●無理をしないように

介助をする人もされる人も事故やけがをしないようにすることが大切です。「自分でできる」自信がないときは、無理をしないで、周囲の人に協力を求めましょう。

●必要なときに快くお手伝いを

障害のある人はいつも介助を必要としているわけではありません。せっかく勇気を出して介助を申し出たのに、断られたといって気を悪くしないでください。また、障害のある人が困っているときや援助を求められたときは、快くお手伝いをしてください。

次のコラム P.16

(3) 届出・協議の対象となる整備項目

■ 特定生活関連施設の新築等の届出・協議対象整備項目適用表

1 建築物

(建築物：その1)

項目	別表第1の項に該当→		(1)					(2)					(3)										(4)		(5)		(6)			(7)		
	小項目	生活関連施設	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	4'	1	2	1	2	公共交通機関の駅舎等			複数構成施設の共用部分 2以上の用途で構成される施設の共用部分	
			第一種医療施設	第一種保健福祉施設	第一種官公庁施設	文化教養施設	公益施設	第二種医療施設	第二種保健福祉施設	第二種官公庁施設	教育施設	集会施設	興行施設	遊技施設	スポーツ施設	物品販売店舗 (コンビニエンスストアを除く)	飲食店舗	サービス業店舗	宿泊施設	展示施設	観光施設	自動車車庫	コンビニエンスストア	事務所	工場等	共同住宅※①	寄宿舍※①					
	特定生活関連施設	用途面積等	すべて					100㎡以上					100㎡以上										3,000㎡以上	2,000㎡以上	すべて			建築物全体の用途面積3,000㎡以上				
別表第2の項に該当 ↓		すべて					用途面積(㎡) 300㎡未満 300㎡以上 1,000㎡未満 1,000㎡以上 2,000㎡未満 2,000㎡以上					用途面積(㎡) 300㎡未満 300㎡以上 1,000㎡未満 1,000㎡以上 2,000㎡未満 2,000㎡以上					すべて	すべて	すべて	乗降客数区分(人) 2,000人未満 2,000人以上 5,000人未満 5,000人以上			用途面積(㎡) 3,000㎡以上									
(1) 出入口	地上へ通ずる出入口	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 敷地内の通路	1) 通路 2) 道等に至るまでの1以上の通路 3) 傾斜路	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 廊下等及び各室の入口	1) 廊下 2) 傾斜路 3) 各室の出入口	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(4) 階段	階段	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(5) 便所※②	1) 腰掛式便器 2) 男子用小便器 3) オストメイト対応水洗器具	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(6) 車椅子使用者用便房※③	車椅子使用者用便房	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(7) 駐車施設	1) 車椅子使用者用駐車施設 2) 通路	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(8) 視覚障害者を誘導する装置等※④	1) 出入口から道路 2) 出入口から受付等 3) 傾斜路等の上端及び下端 4) 階段等の上端及び下端	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(9) エレベーター※⑤	エレベーター	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(10) 特殊構造昇降機※⑤	特殊な構造又は使用形態のエレベーター、エスカレーター	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(11) 受付カウンター及び記載台	受付カウンター及び記載台	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(12) 公衆電話所	1) 公衆電話所 2) 出入口	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(13) 券売機	券売機	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(14) 改札口等	改札口、レジ通路	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

◎印：整備基準の対象及び届出等の対象となる整備項目を示す。
○印：整備基準の対象となる整備項目を示す。

(建築物：その2)

項目	別表第1の項に該当→		(1)					(2)					(3)										(4)		(5)		(6)			(7)	
	小項目	生活関連施設	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	4'	1	2	1	2	公共交通機関の駅舎等			複数構成施設の共用部分
			第一種医療施設	第一種保健福祉施設	第一種官公庁施設	文化教養施設	公益施設	第二種医療施設	第二種保健福祉施設	第二種官公庁施設	教育施設	集会施設	興行施設	遊技施設	スポーツ施設	物品販売店舗 (コンビニエンスストアを除く)	飲食店舗	サービス業店舗	宿泊施設	展示施設	観光施設	自動車車庫	コンビニエンスストア	事務所	工場等	共同住宅※①	寄宿舍※①	2以上の用途で構成される施設の共用部分			
			すべて	100㎡以上					100㎡以上										3,000㎡以上	2,000㎡以上	すべて										
用途面積等	すべて		用途面積(㎡)				用途面積(㎡)						用途面積(㎡)				すべて		すべて		乗降客数区分(人)			用途面積(㎡)							
別表第2の項に該当↓			300㎡未満	300㎡ ～ 1,000㎡未満	1,000㎡ ～ 2,000㎡未満	2,000㎡以上	300㎡未満	300㎡以上 ～ 1,000㎡未満	1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満	2,000㎡以上	すべて				すべて		すべて		2,000人未満	2,000人以上 ～ 5,000人未満	5,000人以上	3,000㎡以上									
(15)案内設備	1)案内板 2)視覚障害者案内設備		○				○	○	○	○					○		○		○				○				○		○		
(16)観客席	1)車椅子使用者用観客席、観覧席 2)出入口までの通路		○				○	○	○	○					○		○		○				○				○		○		
(17)洗面所	洗面所		○				○	○	○	○					○		○		○				○				○		○		
(18)浴室	浴室、脱衣室		○				○	○	○	○					○		○		○				○				○		○		
(19)更衣室等	更衣室、シャワー室		○				○	○	○	○					○		○		○				○				○		○		
	別表第1の項に該当→		(1)					(2)					(3)										(4)		(5)		(6)			(7)	
	小項目	生活関連施設	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1	2	1	2	公共交通機関の駅舎等			複数構成施設の共用部分	
第一種医療施設			第一種保健福祉施設	第一種官公庁施設	文化教養施設	公益施設	第二種医療施設	第二種保健福祉施設	第二種官公庁施設	教育施設	集会施設	興行施設	遊技施設	スポーツ施設	物品販売店舗 (コンビニエンスストアを除く)	飲食店舗	サービス業店舗	宿泊施設	展示施設	観光施設	自動車車庫	コンビニエンスストア	事務所	工場等	共同住宅※①	寄宿舍※①					
(20)授乳場所	授乳場所 (用途面積 5,000㎡以上)				○	○																						○			
(21)おむつ交換台	おむつ交換台 (用途面積 2,000㎡以上)				○	○					○	○				○												○			
(22)乳幼児椅子	乳幼児椅子 (用途面積 2,000㎡以上)				○	○					○	○				○												○			
(23)客室	車椅子使用者用客室 (客室 50室以上)																														

(注)ア. ※①共用部分のみを対象とする。
イ. ※②保育所、教育施設、共同住宅は除く。
ウ. ※③保育所、幼稚園、共同住宅は除く。
エ. ※④第一種又は第二種保健福祉施設で特定の者が利用するもの及び教育施設、共同住宅、寄宿舍は、「1)出入口から道路」のみを適用する。
オ. ※⑤教育施設は除く。
カ. ※⑥2,000㎡未満の場合は、整備基準の対象となるが、届出の対象から除く。
キ. (1)出入口の適用については、すべての出入口ではなく、1以上の出入口を整備基準に適合するものとする。
ク. (5)便所、(6)車椅子使用者用便所、(7)駐車施設については、多数の者が利用するものを設ける場合に適用する。
ケ. (11)受付カウンター及び記載台から(19)更衣室等までの整備項目については、多数の者が利用するものを設ける場合に適用する。
コ. (16)観客席については、固定席を設置する場合に適用する。

2 建築物以外の公共交通機関の施設

項目	小項目	生活関連施設	プラットフォーム、跨線橋、乗降デッキ等
		特定生活関連施設	すべて
(1)改札口	改札口		○
(2)乗降場	乗降場、プラットフォーム		○
(3)通路	1)通路		○
	2)改札口から乗降場に至る1以上の通路		○
	3)傾斜路		○
(4)階段	階段		○
(5)エレベーター	エレベーター		※1日の乗降客数が5,000人以上の鉄道施設○ その他の停車場○(鉄道関係だけ)
(6)便所	1)腰掛式便器		○
	2)男子用小便器		○

3 道路

項目	小項目	生活関連施設	1 道路法の規定による道路	2 開発行為による道路
		特定生活関連施設	すべて	すべて
(1)歩道※①	1)歩道		○	○
	2)交差点部分と縁石の切下げ部分		○	○
	3)視覚障害者誘導用床材		○	○
	4)バス、タクシーの乗降場及びその付近		○	○
	5)滞留場所		○	○
(2)横断歩道橋及び地下横断歩道※①	横断歩道橋及び地下横断歩道		○	○

※①県が管理する県道を除く。

4 公園等

項目	小項目	生活関連施設	1 都市公園等	2 自然公園等	3 開発行為による公園	4 その他公園
		特定生活関連施設	すべて	すべて	2,500㎡以上	2,500㎡以上
(1)出入口及び改札口※①	1)出入口		○	○	○	○
	2)改札口		○	○	○	○
(2)園路※① (自然公園等は除く。) ※②出入口から園内の主要な施設までの経路及び不特定多数が利用する1以上の便所、あずまや又は休憩所に至る経路。 ※③自然地形、文化財保護等の理由により、整備が困難であると認められる部分は除く。	1)園路		○		○	○
	2)階段		○		○	○
	3)併設の傾斜路		○		○	○
(3)駐車施設※①	1)車椅子使用者用駐車施設		○	○	○	○
	2)通路		○	○	○	○
(4)案内表示等※①	案内表示等		○	○	○	○

※①特定公園施設(リアフリー法第2条第13号の特定公園施設をいい、県が設置する都市公園に設けられるものに限る。)であるものを除く。

5 路外駐車場

項目	小項目	生活関連施設	路外駐車場
		特定生活関連施設	500㎡以上
(1)出入口	出入口		○
(2)敷地内の通路	1)通路		○
	2)傾斜路		○
(3)駐車施設 (全駐車台数が20以上のもの)	車椅子使用者用駐車施設		○

コラム

心のバリアフリーを進めるために

2 手足の不自由な人への配慮①

■エチケット

●ひと声かけて

いきなりからだに触れたり、車椅子などを押したりするのは失礼です。困っているように感じた時は、まず、何をしてほしいのかを聞くことが大切です。

●足の不自由な人への配慮

足の不自由な人には、松葉杖や義足の人などいろいろな人がいます。歩行通路をあけたり、乗り物の中で席を譲るなど、さりげない配慮が望まれます。

●車椅子使用者への配慮

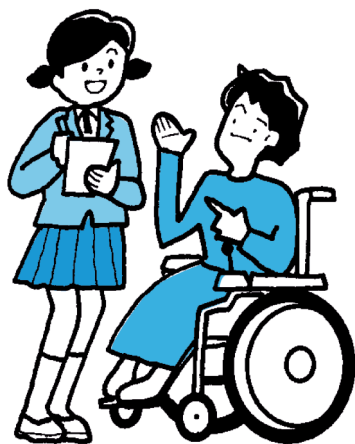
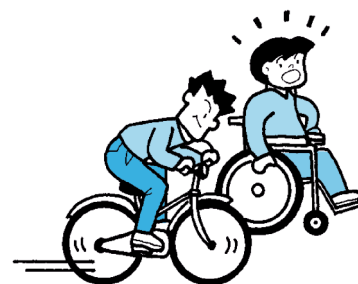
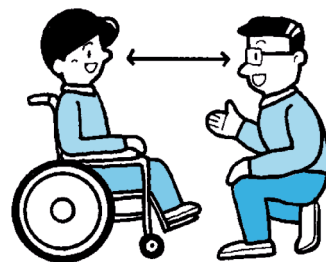
○視線

話をする時は、立ったままでは視線が上から見下ろすようになり威圧的になるため、出来るだけ同じ視線の高さを心がけ、心の通じ合った接し方をしましょう。

○自転車での追い越し

自転車は音を立てずに通行するため、車椅子使用者は、すぐ横を後ろから追い越されたり、突然正面から現れたり、警報音などを不意に鳴らされたりすると大変な恐怖を感じます。

車椅子とすれ違う場合は極力スピードを落とし、後ろから追い越す場合や狭い通路などでは自転車を降りるなどの配慮が必要です。



●脳性マヒの人への配慮

○無意識の動作への理解

言語障害に加えて顔の表情やくび、手、足などの不随意運動があることが多いため、自分の意思を相手に伝えられないことや自分では無意識のうちに他人の感情を損なう動作をしてしまうことがあることを理解してください。

○言葉が聞き取りにくい場合

相手の言葉が聞き取りにくい場合、すぐに筆談をしたり、介添人を求めるのではなく、ていねいに聞き取るようにします。話の内容が理解できないときは、相手にメモを取ることを承諾してもらってからメモを取るようにします。

相手の言葉がわからないまま、言葉の先取りをすることは、相手を傷つける場合があるので極力避けます。

●杖を使用する人への配慮

○階段や段差の前で

腕をかせば上りやすい人とかえって上りづらい人がいます。どのようなお手伝いが必要なのかよく聞いてからお手伝いをすることが大切です。

○雨の日

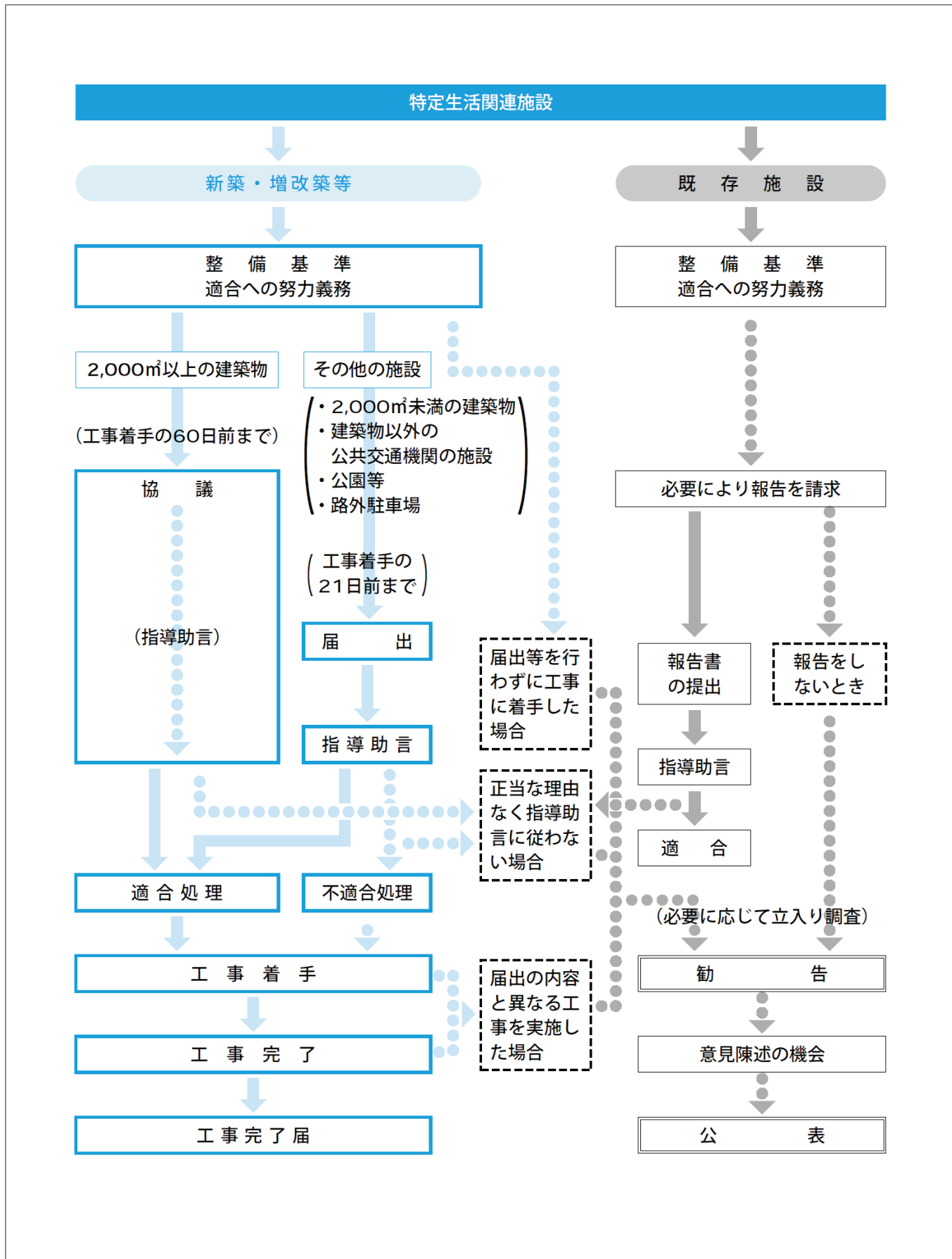
両手で杖を使う人は、思うように傘がさせない上に、足元が滑りやすく危険です。ひと声かけてから、傘をさしかけたり、荷物をもってあげるなどのお手伝いをしましょう。



次のコラム P.34

3 特定生活関連施設の整備と手続

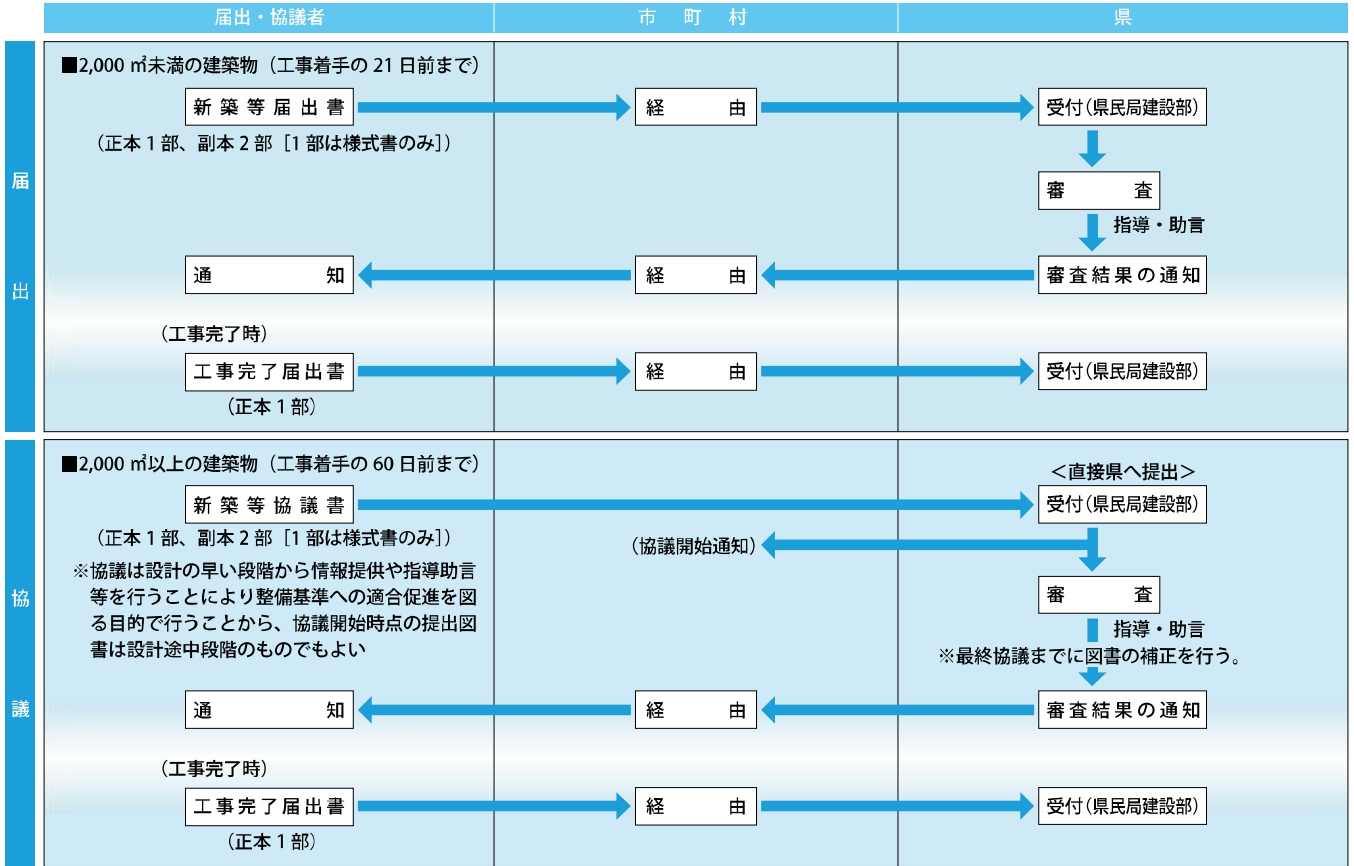
(1) 特定生活関連施設整備の流れ



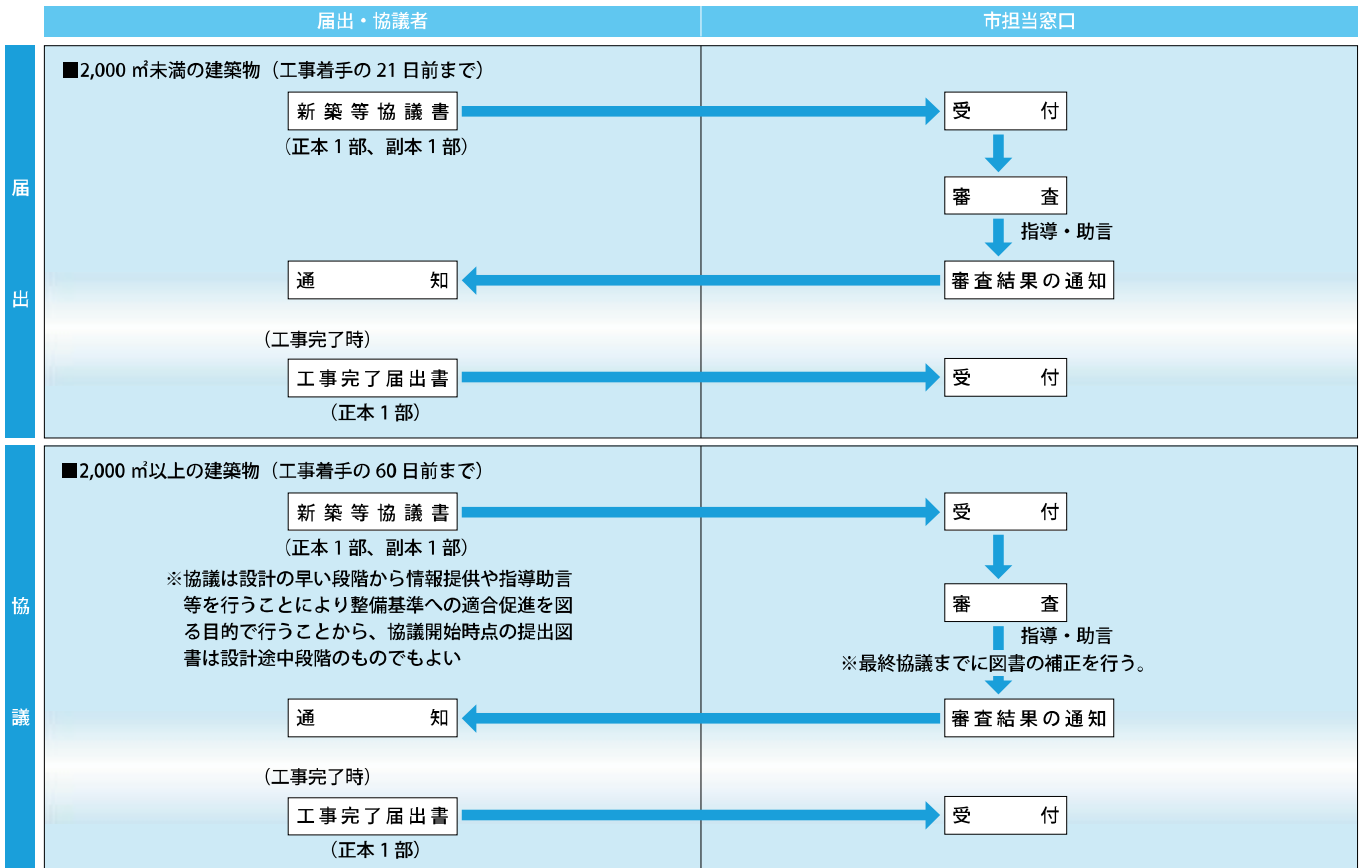
(2) 特定生活関連施設の新築等の届出・協議の手続

(※) 倉敷市及び津山市の区域においては、条例第 32 条の規定により、条例第 3 章施設整備の規定は適用されないため、県条例に基づく届出等の手続はありませんが、それぞれの市条例に基づく届出等の手続が必要です。

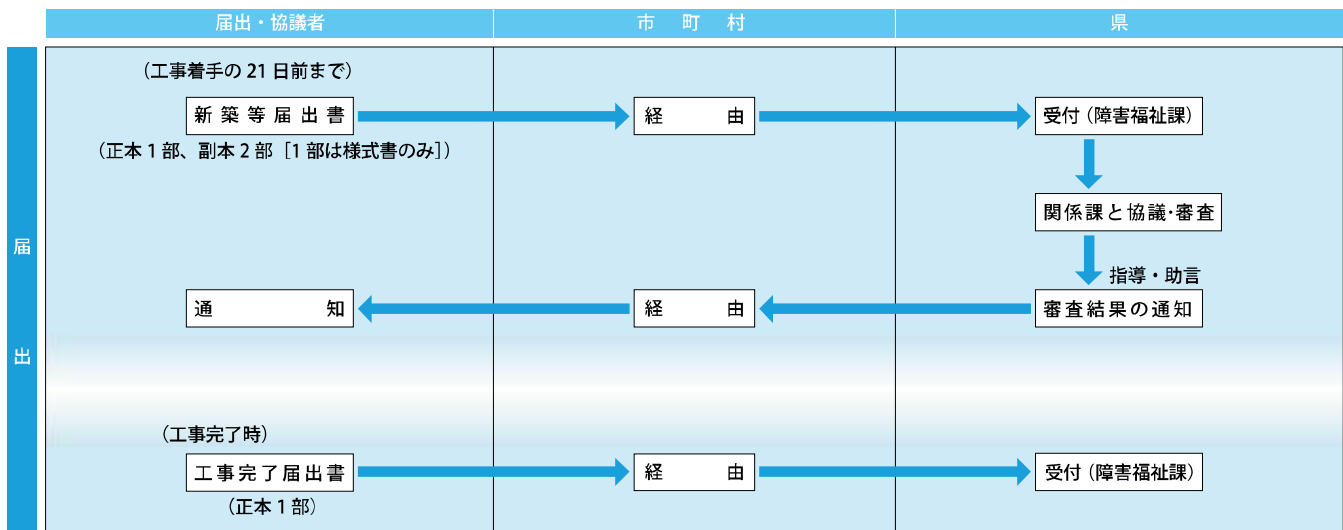
● 建築物（岡山市、倉敷市※、津山市※、玉野市、笠岡市、総社市、新見市以外の区域）



● 建築物（岡山市、倉敷市※、津山市※、玉野市、笠岡市、総社市、新見市）



● 建築物以外の公共交通機関、公園等、路外駐車場



● 変更の場合

変更の届出、変更の協議の場合は、上記の特定生活関連施設の新築等の場合に準じる。

● 提出図書

(建築物の新築等の場合)

- ・ 特定生活関連施設新築等届出(協議)書(規則様式第1号) P.231 参照
- ・ 特定生活関連施設整備項目表 P.237 参照
- ・ 付近見取図、配置図、各階平面図等(規則別表第5) P.230 参照

(建築物の工事完了の場合)

- ・ 特定生活関連施設工事完了届出書(規則様式第3号) P.233 参照

P.260〔岡山県福祉のまちづくり条例の質疑応答：問7～14〕参照